

令和7年10月7日
都市農業担当部都市農業課

区内における農地面積について

区は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づき、計画的に保全する必要がある農地等を、生産緑地地区として都市計画決定している。

生産緑地制度を有効に活用した農地の保全を進めるため、毎年度新たに指定を希望するものを募り、追加等の都市計画変更を行っている。

今般、生産緑地地区の都市計画変更について、下記のとおり告示が行われたので、区内における農地面積について報告する。

記

- 1 区内の農地面積
約166.34ha（うち生産緑地地区面積：約155.79ha）
- 2 告示日（生産緑地地区の都市計画変更）
令和7年9月30日（火）
- 3 告示の内容
 - (1) 生産緑地地区面積
約155.79ha
 - (2) 削除面積
約40,980m²
 - (3) 追加面積
約1,640m²